

麻薬管理マニュアルの改訂について

(H23. 4. 15 薬食監麻発0425第5号最終改正)

①麻薬保管庫内への帳簿類保管の緩和

マニュアル中 第3(4)

麻薬の出し入れを頻回に行う施設等にあって、
1日の間の麻薬の出し入れを管理するための書類 は
麻薬保管庫内に入れて差し支えない。

②慢性疼痛患者への処方・施用方法の追加

マニュアル中 第4中(5)

本資料「フェンタニル経皮吸収型製剤の使用に当たっての留意事項について」参照

③麻薬小売業者間譲渡許可の項目追加

マニュアル中 第2中3(薬局マニュアルのみ)